

仰出、武州奉行也、行光書下之、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕牧馬の事もとりぐ沙汰し玉ひければ、南部仙臺等の馬政大にと、のひ、年毎に貢する良馬、むかしにくらぶれば十倍せり、其頃下總國小金。および佐倉に牧をひらかれ、野飼の馬多くはなたれしが、いくほどなく子を産して、年々に名駒多く牽來りしを、御みづから台覽あり、近習の人々に仰せて、乗こ、ろみさせ玉ひ、または騎射つかふまつる番士等に賜はる事もありし、近臣にては土岐大學頭朝澄、馬役には齋藤三右衛門盛安、代官は小宮山奎之進昌世、この事奉り、つねにかしこに往來して馬役を沙汰せり、また甲斐國にも牧場を開かれ、これをも引來れば、必らず御覽ありしなり、また蘭舶に托して、バルシヤの馬をめしよせられ、かの地にも我國の馬をわたされしなり、

〔成田參詣記三〕下野牧 二總馬牧の權輿は、天正度御開府よりのことなるべけれど、明制を頒たれしは慶長十九年以來なり、享保中野付組合村村定上野中野下野を小金と稱へ、内野高野柳澤小間子、取香矢作油田を佐倉と稱ふ、別に印西牧あり、都て十一牧あり、

〔享保集成絲綸錄二十四〕享保八卯年八月

### 小宮山奎之進

○金牧場之内、中野牧より下野牧迄野馬之儀、此度御預被成候間、諸事可及差圖候、牧士共之内、右牧附懸所々居候者共は、其方可致支配候、尤右牧ニ而捕候馬之内、二三疋ヅ、陣屋之内ニ役人を差置飼付、乘入等も申付、御用次第江戸江差越可被申候、

八月

享保十一年正月